

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年9月15日
【会社名】	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
【英訳名】	D.Western Therapeutics Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日 高 有 一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052-218-8785
【事務連絡者氏名】	取締役総務管理部長 橘 信 綱
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052-218-8785
【事務連絡者氏名】	取締役総務管理部長 橘 信 綱
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第6回新株予約権) その他の者に対する割当 1,889,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 415,889,100円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	300個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	1,889,100円
発行価格	新株予約権1個につき6,297円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.6297円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月3日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 総務管理部 名古屋市中区錦一丁目18番11号
払込期日	平成23年10月3日（月）
割当日	平成23年10月3日（月）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店

（注）1．第6回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成23年9月15日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は新株予約権1個10,000株とする。）、但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、138円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（グロース）（以下「JASDAQ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>415,889,100円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成23年10月3日から平成25年10月2日(但し、平成25年10月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 総務管理部 名古屋市中区錦一丁目18番11号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社発行済株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成23年9月15日)時点における当社発行済株式総数(17,318,900株)の10%(1,731,890株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先との間で締結される第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。

具体的には、当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を一定以上超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達方法を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が、行使指示をすることができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQ市場における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQ市場における当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示出来ず、行使指示の上限株式数は、割当予定先と当社の代表取締役社長である日高有一との間で締結される株式貸借契約の範囲内（500,000株）としております。

2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

3. 本新株予約権の譲渡指示

当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として他の第三者への譲渡を指示（以下「譲渡指示」といいます。）することができます。当社といたしましては「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (4) 割当予定先を選定した理由」に記載の通り、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した資金調達先が確保できた場合には、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、本契約においては、割当予定先が本新株予約権の譲渡を行う場合には、上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる本新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
415,889,100	7,000,000	408,889,100

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額1,889,100円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額414,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳

- a. 新株予約権に関わる設計・評価料等 3,000,000円
株式会社ブルーテクス・コンサルティング
東京都港区 代表取締役 野口 真人
- b. 弁護士・登記関連費用 3,000,000円
- c. その他諸費用 1,000,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想 定 金 額	支出予定時期
シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発費	204百万円	平成25年1月～平成25年12月
事業運転資金	204百万円	

シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発費の主な内訳

産学官連携講座にかかる共同研究費36百万円、人件費104百万円、消耗品費15百万円、外注費10百万円等

事業運転資金の主な内訳

人件費117百万円、支払手数料29百万円等

「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (1)新規発行による手取金の額」に記載の差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

なお、上記資金使途は平成25年12月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。本契約には、当社による行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市場における当社株価が行使価額を一定程度上回る必要が生じます。従いまして、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合においては、平成25年12月期以降において、資金不足となり研究開発活動等の事業継続に支障が生じることが想定されるため、それまでの間に資金調達の実施若しくは事業計画の見直しを行う予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成23年9月15日現在）	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 （以下「マイルストーン社」といいます。）
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、プロテインキナーゼ^(注1)阻害剤^(注2)を中心とした新薬候補化合物の創製を手がける創薬バイオベンチャーです。当社の創薬基盤技術である、独自に開発した化合物ライブラリー^(注3)、細胞内情報伝達^(注4)研究に由来する分子薬理学^(注5)に基づくノウハウ、当社独自の標的タンパク質^(注6)の同定^(注7)方法であるドラッグ・ウエスタン法^(注8)を活用することで、基礎研究に特化した研究開発により、新薬候補化合物の創製を行っております。

製薬会社へのライセンスアウト^(注9)が完了した当社が保有する3つのパイプライン^(注10)のうち、抗血小板剤^(注11)「K-134」については米国前期第 相臨床試験及び国内前期第 相臨床試験を終了し、国内後期第 相臨床試験以降の実施へ向けた準備が進められております。また、緑内障治療剤^(注12)「K-115」については、国内第 相臨床試験が開始されており、抗がん剤「HMN-214」については、米国第 相臨床試験を終了しております。

新規開発品については、新規緑内障治療剤の化合物最適化を終え、作用メカニズム^(注13)の解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めております。また、シグナル伝達^(注4)阻害剤開発プロジェクトについては、リード化合物^(注14)の選定に向けた研究開発活動を実施しております。

医薬品の開発は基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間かつ多額の資金を要する事業であります。当社においては基礎研究に特化しており、一定段階（現在のところ非臨床試験に到達する前の段階を基準としております。）に到達した開発品について、製薬会社へのライセンスアウトを実施しております。これにより、臨床開発の推進に強みを持つ製薬会社等が開発を行うこととなり、自社での開発を継続する場合に比べて、早期の上市^(注15)が期待されるとともに、低コストでの開発体制を構築しております。しかしながら、研究開発型の創薬バイオベンチャーであることから、その事業モデルの特徴として、新規開発品にかかる研究開発投資が先行して計上されるため、ライセンスアウト済パイプラインが上市し、ロイヤリティ収入を確保できる体制となるまでは、経常的な収入を計上することができません。

当社は平成22年12月期におきまして、新規緑内障治療剤のライセンスアウトを計画しておりましたが、交渉相手との合意に至らず、平成23年12月期以降へライセンスアウト計画を修正したことに伴い、当期純損失418百万円を計上いたしました。また、平成23年2月10日発表の「マイルストーン開示に係る事業計画について（平成23年12月期～平成25年12月期）」（以下「マイルストーン開示」といいます。）において開示いたしました通り平成23年12月期から平成25年12月期までは連続して当期純損失の計上を見込んでおります。手元資金につきましては、平成22年12月期末の現金及び預金残高は平成21年12月期末の1,372百万円に対して430百万円減少して942百万円、平成23年6月末においては平成22年12月期末の942百万円に対して187百万円減少して755百万円となっております。当社では、今後マイルストーン開示に記載した事業計画通り進捗した場合には、平成25年12月期以降において資金不足となり研究開発活動等の事業継続に支障が生じることが想定されるため、それまでの間に資金調達の実施若しくは事業計画の見直しを行う必要があるものと考えております。

以上によりまして、当社では、マイルストーン開示を行いました平成23年2月10日以降、当社の財務基盤の充実に図り、平成25年12月期以降の研究開発活動の継続及び開発品のライセンスアウトを実現するため、「（2）本資金調達方法を選択した理由」に記載の通り、間接金融・直接金融を含めた各種資金調達方法を検討してまいりました。主に事業会社及び金融機関等を割当先とする第三者割当増資について検討を重ねた結果、当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下での割当先を見つけることは困難であり、その他資金調達方法（公募増資、株主割当増資等）についても当社の現況及び今回の資金調達方法と比較して適当ではないと判断し、今回の資金調達方法を選択するに至りました。

今後当社の企業価値を高め、継続的な研究開発活動を実施するためには、ライセンスアウト済パイプラインの順調な臨床試験の進捗によるマイルストーン収入の獲得、及び、上市後のロイヤリティ収入の獲得による経常的な収益の確保が必要であると共に、新規開発品の継続的な開発によるパイプラインの拡充とそのライセンスアウトによる収益の獲得が不可欠であると考えております。

今回の調達資金は、これらを中期的に達成するための研究開発資金及び事業運営の運転資金として充当する予定であり、研究開発を着実に推進することは中長期的な企業価値向上のため既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

なお、本資金調達を進めるとともに、当社が期待する企業価値向上に繋がる第三者割当増資等その他の資金調達方法についても引き続き検討してまいります。

<用語解説>

（注1）プロテインキナーゼ

ATP(アデノシン三リン酸と言われ、体内で作られる高エネルギー物質)等の生体のエネルギーの元となる低分子物質等のタンパク質分子にリン酸基を付加する(リン酸化)酵素です。タンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼと呼び、タンパク質以外のものをリン酸化するものをキナーゼと言います。

（注2）阻害剤

生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下若しくは消失させる物質を指します。医薬品としては、この酵素の活性を低下若しくは消失させることにより、病気の治療薬として利用しております。

（注3）化合物ライブラリー

化合物ライブラリーとは、当社が長年にわたり蓄積してきた新薬候補化合物のタネの基となる化合物群です。これらの化合物の一つ一つは特徴的な性質を有しており、これらを基として、基礎研究や新薬候補化合物発見に役立てます。

（注4）細胞内情報伝達（シグナル伝達）

神経やホルモン等の細胞外からのシグナル(信号)を細胞内の必要な箇所へ伝えるシステムのことを言います。別の言い方では、シグナル伝達とも言います。

（注5）分子薬理学

薬理学とは薬物が生体に対して、どのように影響を与えて効果を発揮しているかを調べたり、薬物を用いて生体の機能を明らかにする学問のことです。分子薬理学とはその薬理学の調査の対象を生物の化学的性質を失わない最小の構成単位、つまり遺伝子の単位で調べる学問です。

（注6）標的タンパク質

薬物が作用する相手のタンパク質を標的タンパク質と呼びます。生体はタンパク質が生体内で相互に作用することによって機能しておりますが、多くの病気はタンパク質の異常な働きによって引き起こされております。これらの病気には標的となるタンパク質が必ずあると考えられております。

（注7）同定

単離した化学物質が何であるかを決定することを指します。

（注8）ドラッグ・ウエスタン法(日本、欧州等4カ国で特許登録)

薬物の標的タンパク質の同定に使うバイオテクノロジーを応用した手法で、当社が発明し特許を保有しております。複雑なタンパク質精製プロセスを介せず、薬物が結合する少量のタンパク質を検出し、その遺伝子を同定することにより標的タンパク質を見出すことができる方法です。

（注9）ライセンスアウト

新薬候補化合物についての特許の実施権を、製薬企業等へ許諾することを言います。

（注10）パイプライン

薬剤ごとの創薬から販売までの開発プロジェクトのことを言います。

（注11）抗血小板剤

抗血小板剤とは血小板(血液の成分の1つで血液の凝固や止血に重要な役割を果たしている成分)が有する機能の1つである凝集機能を阻害(抑制)する薬です。

（注12）緑内障治療剤

緑内障とは視神経(網膜を含む)障害で眼底に特異的な異常が発生し、視野が欠損(視野狭窄)していく病気です。緑内障治療剤とはその緑内障による視野の欠損を抑える若しくは改善させる薬です。

（注13）作用メカニズム

薬物が作用する仕組みのことを言います。近年は薬物作用の明確化の重要性が高まっており、この作用メカニズムの解明が新薬開発において注目されております。

（注14）リード化合物

リード化合物とは、医薬品候補化合物としての十分な活性や物性を有する化合物をいいます。リード化合物はその後、効果や安全性をより高め、生体内での吸収、代謝、排泄などを考慮して医薬品として望ましい性質を持った化合物に最適化されます。

（注15）上市

新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）ことを言います。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

資金調達方法を検討するにあたり、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1)本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載の資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた多様な資金調達方法を検討してまいりましたが、かかる検討において、当社は次の理由により第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最善であるとの結論に至りました。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資等の資金調達方法を検討いたしました。まず、当社の現況において、銀行借入による調達は事実上困難な状況であります。そのため、既存株主の皆様の株式価値希薄化というリスクを伴いつつも、エクイティ・ファイナンスに依拠せざるを得ない状況であります。また、第三者割当増資による新株式の発行は資金調達が一時に可能になりますが、割当予定先の保有方針・投資目的や規模によっては主要株主の異動が発生し、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主利益を害する可能性があることから、当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下での割当予定先を見つけることは困難であったため資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも新株予約権より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、当社の業績及び無配が続いている現状や、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。しかしながら、当社といたしましては、前述いたしましたように、新規開発品の継続的な開発によるパイプラインの拡充のためには、一定規模の資金調達が必要となります。

この点、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という資金調達方法は、他の増資施策と比較して以下の「本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）」に記載の特徴があり、現時点において行い得る最良のものと判断いたしました。

本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)

今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という資金調達方法を採用した場合、新株予約権の性質上、行使期間中に株価が行使価額を一定以上上回らない場合には割当予定先による行使が行われません。そのため、一時に払込みが行われず、予定された資金が調達されるまでに一定の時間を要します。また、当社の株価状況によっては、想定している資金調達ができない可能性があります。従いまして、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達方法の検討を引き続き進めていく所存であります。

本資金調達方法において、このような調達リスクはございますが、世界的な景気先行き不安による資本市場の混乱により、今後のエクイティ・ファイナンスでの調達リスクが増す可能性を考慮し、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本新株予約権の発行の目的及び理由」でご説明いたしました通り、当社の業績が今後事業計画通り推移した場合には、平成25年12月期以降において資金不足となり、研究開発活動等の事業継続に支障が生じることが想定される状況にあるため、今の時期に本新株予約権を発行して一定規模の資金を確保して資金不足を回避しておくことが必要であると判断し、本資金調達方法を選択いたしました。本資金調達方法の特徴は以下の通りです。

本資金調達方法の大きな特徴は、当社が主体となり設計できることにあり、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。具体的には、本新株予約権の割当予定先には投資目的、保有方針等に関して、以下の点を要請しております。

- ・ 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること
- ・ 株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと
- ・ 大株主として長期保有しないこと（本新株予約権の発行条件として、本新株予約権の発行決議日（平成23年9月15日）時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件を付しております。なお、割当予定先の保有方針・投資目的や規模によっては主要株主の異動が発生し、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主利益を害する可能性があることから、割当予定先が主要株主とならない範囲に保有株式を制限する目的で当該10%を上限と設定しております。）
- ・ 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達方法を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと

当社が本資金調達方法を他の資金調達方法と比較して優れていると判断した理由は、以下の通りです。

1. 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。また一方で、本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項が規定されます。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮した資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株予約権の行使により発行される株式総数は、当社発行済株式総数の17.32%（3,000,000株）ですが、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が当社発行済株式総数の10%（平成23年9月15日現在1,731,890株）を超えて行使できない旨の行使制限が付されております。したがって、割当予定先が本新株予約権の全部を行使するためには、割当予定先が新株予約権の行使により取得する当社株式を、順次売却する必要があり、かかる売却に伴い、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価格と同額で本新株予約権の新株予約権者から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、もしくは、より有利な資金調達先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(3) 本新株予約権の特徴について行使指示条項」に記載する特徴を盛り込んでおります。併せてマイルストーン社と当社の代表取締役である日高有一が平成23年9月15日締結した株式貸借契約において、対象となる株式数の500,000株について同社が本新株予約権の行使の結果保有することとなる当社普通株式の数量の範囲内において、市場で売却すること（つなぎ売り）に限る旨合意しており、本新株予約権の行使の促進が見込まれます。

また、本契約においては、一定の条件下で当社から割当予定先に対し、本新株予約権の行使指示が可能となる条項が規定されます。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、調達資金の研究開発活動への投入により、新規開発品の進捗を図り、パイプラインの拡充を進めることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権のスキームは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、市場の公平性及び既存株主の皆様への影響といった点から懸念が示されている価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は138円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定以上を超過した場合、市場環境及び他の資金調達方法を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数を上限に、当社が行使指示をすることができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、条件成就の日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数10,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、条件成就の日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数10,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示をすることができません。

また、本行使指示は2連続取引日指示できず、行使指示の株数は上記株式貸借契約の範囲内(500,000株)としております。

なお、本行使指示は、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の代表取締役社長である日高有一が締結した株式貸借契約に基づき保有している当社普通株式の数を超えないように行われます。

更に行使条件として定められている通り、本新株予約権の発行決議日(平成23年9月15日)時点における当社発行済株式総数の10%(1,731,890株)を超えて割当予定先が当社株式を保有することとなる場合は、当該10%を超える部分は行使指示いたしません。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日（平成23年10月3日）から3ヶ月を経過した日（平成24年1月3日）以降いつでも、取得する日の20営業日までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額（6,297円）で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項により、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達方法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡できません。また、本契約において、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が、譲渡先にも承継される旨の条項が規定されます。さらに、より有利な他の割当予定先が確保された場合等に備え、本契約において、当社の判断により割当予定先に対して、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。

(4) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下の通りであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成23年9月15日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であります。また、同社は、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元にマイルストーン社の投資実績を集計いたしますと、同社は設立以降本日まで約2年8ヶ月で、当社を除く上場企業13社に対して、第三者割当による株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で約28億円の払込みを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引き受けた新株予約権は、すべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。

従って、当社においては、研究開発活動の着実な推進によるパイプラインの拡充を進めるとともに、積極的なIR活動の実施を継続することで、企業価値の拡大及び認知向上を図り、株価が新株予約権の行使価額を上回ることで本資金調達が円滑に達成できるよう努めてまいります。

本新株予約権のスキーム並びにマイルストーン社の組合せは、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由」にも記載した通り、当社が検討した資金調達方法の中でもっとも資金調達の可能性が高いものであり、マイルストーン社からご提案いただいた本新株予約権は、既存株主の皆様への株主価値の希薄化の制御を図ることができる一方で、本契約においては、一定の場合には当社が割当予定先に対して一定割合の行使指示が可能となる条項が規定されるなど、当社が採り得る当社の資金調達の前提を満たしうる資金調達方法として、最も適した条件であると判断いたしました。

d. 割当てようとする株式の数

マイルストーン社に割当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株であります。

e. 株券等の保有方針

保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは、当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成22年2月1日から平成23年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が25億32百万円、営業利益が3億86百万円、経常利益が3億86百万円、当期純利益が53百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成23年1月31日現在の現金及び預金が3億8百万円であり、一方、長期借入金が3億59百万円であることを確認いたしました。なお、長期借入金の3億59百万円については、マイルストーン社の代表取締役である浦谷元彦氏よりの借入金であることを聴取により確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成23年9月9日現在の預金残高が3億42百万円であることを確認し、払い込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値により財務の健全性が確認されたこと及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。また、マイルストーン社について、当社が払込資金として十分と判断するに至った金額の最低目安は、行使制限条項として付した、「本新株予約権の発行決議日（平成23年9月15日）時点における当社発行済株式総数（17,318,900株）の10%（1,731,890株）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という設計に依拠しており、当該金額は、約239百万円（1,731,890株×行使価額138円）であります。

本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却すること（所謂、つなぎ売り）により、資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である日高有一との間で、平成23年9月15日から平成25年10月2日までの期間において当社株式500,000株の貸借契約（株式の消費貸借契約）を平成23年9月15日付で締結しております。当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使の結果保有することとなる当社普通株式の数量の範囲内において、市場で売却すること（つなぎ売り）に限る旨合意しております。なお、株式貸借の対象となる株式数の500,000株は、株式貸借の当事者間において、当社普通株式の出来高、行使指示条項、つなぎ売りの期間等を総合的に判断して合意された株数であると同っております。また、マイルストーン社は、当社普通株式の株価及び出来高の状況に応じて、追加で当社普通株式を借り受け、または一部の株式を返還する可能性はありますが、現時点において具体的な取り決めはないとのことです。

なお、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を、聴取により確認しております。以上より、当社は、割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

マイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、マイルストーン社が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区 代表取締役 野口真人）による評価書を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を6,297円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成23年9月14日）のJASDAQ市場における普通取引の終値153円を参考として1株138円（乖離率 9.80%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均159円に対する乖離率は 13.21%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均167円に対する乖離率は 17.37%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均155円に対する乖離率は10.97%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、ユーロ圏の金融財政不安や米国の連邦債務問題、急激な円高の進行による影響に加え平成23年3月11日に生じた東日本大震災により、日本の株式市場全体が停滞しており、また、今後、引き続き停滞する状況は予想できても、回復基調になることを予想できない状況、あるいは回復するとしても何時頃になるのかを合理的に見込めない状況にあることから、取締役会決議日の前日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。また、これにより算定した発行価格については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述の通り第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、払込金額が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

以上から、本新株予約権の発行価格については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
日高 弘義	名古屋市千種区	3,310,000	19.11	3,310,000	16.29
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	-	-	3,000,000	14.76
日高 有一	名古屋市千種区	1,900,000	10.97	1,900,000	9.35
若狭 壮行	横浜市都筑区	1,800,000	10.39	1,800,000	8.86
日高 邦江	名古屋市千種区	1,400,000	8.08	1,400,000	6.89
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜二丁目4番6号	720,400	4.16	720,400	3.55
ジーブイシーヨンゴウリミテッドパートナーシップ 常任代理人グローバルベンチャーキャピタル株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目20番4号虎ノ門鈴木ビル6階	562,500	3.25	562,500	2.77
日高 万由子	兵庫県西宮市	500,000	2.89	500,000	2.46
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	459,900	2.66	459,900	2.26
投資事業組合NFP-AF1号	東京都港区芝二丁目31番19号	182,500	1.05	182,500	0.90
小張 淑男	千葉県野田市	166,000	0.96	166,000	0.82
計	-	11,001,300	63.52	14,001,300	68.91

(注) 1. 平成23年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年6月30日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的である株式の総数3,000,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期）及び四半期報告書（第14期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

4. [事業等のリスク]

(1)～(3) 略

(3) 新株予約権等に関する事項

(イ) 株式価値の希薄化に関する事項

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものと、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものであります。

これらの新株予約権の目的となる株式数(以下、「潜在株式数」という。)は本有価証券届出書提出日現在において合計940,000株となり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の5.1%を占めております。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式の総数は3,000,000株であり、平成23年6月末日現在の当社発行済株式総数17,318,900株の17.32%に相当します。当該新株予約権が行使された場合には1株当たりの株式価値が希薄化します。

(ロ) 新株予約権の行使に関する事項

当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権の行使は、原則として新株予約権者の判断によるため、市場における当社株価の動向によりましては、当該新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。そのため、予定された資金が調達されるまでに一定の時間を要す可能性や、予定された資金が調達できない可能性があります。当該新株予約権の行使が進まず、当該新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達方法の検討を進める必要があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第13期有価証券報告書の提出日（平成23年3月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年9月15日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

平成23年3月25日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成23年3月24日開催の当社第13期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年3月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

日高有一、日高弘義、河合昭好、橘 信綱、西川政勝、山川善之を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

脇野 常を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
日高 有一	99,244	277	0	(注)	可決 (99.72)
日高 弘義	99,285	236	0	(注)	可決 (99.76)
河合 昭好	99,285	236	0	(注)	可決 (99.76)
橘 信綱	99,261	260	0	(注)	可決 (99.73)
西川 政勝	99,286	235	0	(注)	可決 (99.76)
山川 善之	99,285	236	0	(注)	可決 (99.76)
第2号議案					
脇野 常	99,293	229	0	(注)	可決 (99.76)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日	平成23年 3月24日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第 2 四半期)	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	平成23年 8月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月25日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 原 浩 文 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財

務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 2日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月24日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 原 浩 文 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財

務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 5日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。